

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月21日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
観音寺市	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）代之池地区	観音寺市大野原支所 建設経済課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸井北地区	〃